災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） **第三条**　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 一～六　略 七　地区総監 八　［略］ 九　航空隊司令（航空群司令部、地方総監部又は地区総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。） 十～十三　［略］	（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） **第三条**　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 一～六　同上 七　［号を加える。］ ［同上］ 八　航空隊司令（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。） 九～十二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

○内閣府令第十八号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）の施行に伴い、並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第八条の規定に基づき、並びに同法及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令を実施するため、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（総則） **第一条**　国庫が支弁する警察庁及び都道府県警察に要する旅費の取扱いに関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第二項及び第十一条において「法」という。）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。次条第二項において「令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。第七条及び第十条において「規程」という。）に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。 （用語の意義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二　略 三　旅行命令権者　第四条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の権限の委任を受けた者 ２　前項に規定するもののほか、この府令において使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。	（総則） **第一条**　国庫が支弁する警察庁及び都道府県警察に要する旅費の取扱いに関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。 （用語の意義） **第二条**　［同上］ 一・二　同上 ［号を加える。］ ２　この府令において、「日当基準額」とは、内国旅行にあつては、法別表第一の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の日当の欄に定める額をいい、外国旅行にあつては、法別表第二の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の日当の欄に定める額をいう。ただし、法第二十七条に規定する旅行（法第四十二条において準用する場合を含む。）にあつては、第十八条第一項の規定により計算した額（第十八条第二項において準用する場合を含む。）をいう。